

第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

1 計画の公表・周知

本計画は、被保険者や保健医療関係者等に広く周知することが重要であることから、国指針において、公表するものとされています。

具体的には、ホームページ等を通じた周知のほか、地域の医師会等の関係団体経由で医療機関等に周知します。

公表・周知に当たっては、計画の要旨等をまとめた概要版を用いるなど、被保険者や保健医療関係者の理解の促進に努めます。

2 個人情報の取扱い

保険者等においては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じます。